

別記様式

- • • 市有地等売払申請書（別記様式1）
- • • 宣誓書（別記様式2）
- • • 資格審査用南丹市税の納税証明願（別記様式3）
- • • 委任状（納税証明用）（別記様式4）
- • • 南丹市市有地売払決定通知書（別記様式5）
- • • 不動産売買契約書（案）（別記様式6）
- • • 不動産売買契約解除申請書（別記様式7）

(別記様式1)

市有地等売払申請書

南丹市長 西村 良平 様

下記の市有地等を購入したいので、売払いいただきたく関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

申請者	住所(所在地) 〒 -
	電話番号 (-) ・ FAX番号 (-)
	ふりがな
氏名(法人名及び代表者名)	持分
⑩	分の

※以下は、共有名義で申込みをする場合のみ記入してください。

共有名義で申請される場合、申請者の欄に代表して入札手続きを行う方を記入し、共有者の欄に申請者以外の共有者を記入してください。

共有者	住所(所在地) 〒 -
	電話番号 (-) ・ FAX番号 (-)
	ふりがな
氏名(法人名及び代表者名)	分の
⑩	

共有者	住所(所在地) 〒 -
	電話番号 (-) ・ FAX番号 (-)
	ふりがな
氏名(法人名及び代表者名)	分の
⑩	

売払いに付する市有地等

物件番号	物件の所在地	地目	面積 (㎡)	売払価格 (円)	備考
号	京都府南丹市				

受付番号	受付印

(別記様式2)

宣 誓 書

私は、南丹市が実施する南丹市市有地等売払い（随意契約）実施要領に規定する売払申請をするにあたり、次の事項について宣誓します。

1. 実施要領に記載されている売払申請資格を有しない者に該当しません。
2. 売払申請に際し、売払実施要領、南丹市市有土地の処分に関する規則、南丹市契約規則、物件調書、売買契約書、売払物件の法令上の規制等をすべて承知の上で参加します。
3. 購入した物件の活用にあたっては、法令等を遵守します。

令和 年 月 日

南丹市長 西村 良平 様

申請者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

【共有名義の場合】 共有者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

共有者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

(別記様式3)

No.	
資格審査用 南丹市税の納税証明願	
使用目的	南丹市市有地等売払い申請資格審査申請のため
証明事項	証明日現在において市税の滞納がないこと
<p>上記の事項について証明願います。なお個人事業主にあつては代表者個人についても併せて証明願います。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>南丹市長 様</p> <p>事業所所在地</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>(個人事業主の方)</p> <p>住 所</p> <p>(上記所在地と異なる場合)</p> <p>生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日</p>	

資格審査用 南丹市税の納税証明書	
使用目的	南丹市市有地等売払い申請資格審査申請のため
証明事項	証明日現在において市税の滞納がないこと
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">南丹市長 西村 良平 印</p>	

※請求者（窓口に来られる方）の本人確認ができるものをご持参ください（運転免許証 等）

※ご本人以外が請求される場合は委任状（別記様式3）が必要です。

※納税証明書の交付請求日の直近2週間程の間に納めた場合は、納付済みの確認ができない場合がありますので、必ず納めた領収書等（写し可）を証明交付窓口へお持ちください。

(別記様式4)

※ご本人以外の場合下記委任状を添えて、証明書発行窓口にご提出ください。

委任状（納税証明用）

代理人（窓口に来られる方）

住 所

氏 名

生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日

※窓口に来られる方の本人確認ができるものをご持参ください（運転免許証 等）

私は、上記の者を代理人とし、南丹市市有地等売払い参加資格審査申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

委任者

住 所

氏 名

印

生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日

電話番号

(別記様式5)

第 号

様

南丹市市有地等売払決定通知書

令和 年 月 日

南丹市長 西村良平

令和 年 月 日付けで申込みのありました下記の市有土地等の売払につきまして、あなた様に売払いさせていただくことに決定しましたので通知します。

記

【売払いをする土地の表示等】

(物件番号) No.

京都府南丹市

宅地

m²

【売払い価格】

金

円

【契約保証金の納付及び契約の締結】

令和 年 月 日までに契約保証金を納付の上、別添不動産売買契約書により、南丹市との売買契約を締結してください。

なお、期限までに契約保証金の納付及び契約の締結をされないときは、本決定は無効となります。

契約保証金 金

円

(別記様式6)



不動産売買契約書（案）

売渡人 南丹市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾記載の不動産の表示（以下「本件不動産」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

2 本件不動産の形状は、引き渡し日における現状有姿とする。

3 本契約は公簿取引とし、公簿面積と実測面積との間に差異が生じても互いに異議を申し立てないとともに、売買代金の増減を請求しないものとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 甲及び乙は、本契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、金（売買契約価格の1割相当額）円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が第5条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 乙が売買代金全額を甲に即納する場合にあっては、契約保証金の納付を要さないものとする。

5 前項に該当する場合にあっては、第1項から第3項の適用を除外するものとする。

6 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

7 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金円を、甲が指定する方法により令和 年 月 日までに甲に納付するものとする。ただし、前条第4項に該当する場合にあっては、売買代金全額を納付するものとする。

(所有権の移転)

第6条 本件不動産の所有権は、乙が売買代金を納付した時点をもって移転するものとし、同日をもって乙に引き渡したものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 本件不動産の所有権移転登記は、甲が囑託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(用途の制限)

第8条 乙は、本件不動産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供し、又は供させてはならない。

2 乙は、前項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(引渡し前の滅失・損傷)

第9条 本件不動産の引渡し前に、天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって本件不動産が滅失し、甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができるものとする。

2 本件不動産の引渡し前に、前項の事由によって土地が損傷したときは、甲は本件不動産を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡し期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできないものとする。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとする。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 引渡された本件不動産が、種類又は品質において、この契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるとき、乙は、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができない。

ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者である場合にあっては、契約不適合によって、この契約の目的を達することができないときは、本件不動産の引渡しの日より2年間に限り、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約解除の請求をすることができる。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 前条の規定により本契約が解除されたときは、乙は第 3 条に定める売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として遅滞なく甲に支払うものとする。

2 前項の違約金は、第 13 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(融資利用の場合)

第 14 条 乙は、土地売買代金の一部を融資によって調達する場合は、本契約締結後すみやかに、標記-1 (融資利用の場合) に記載の融資のために必要な書類を揃え、その申込手続きをしなければならない。

2 標記-1 (融資利用の場合) に記載の融資未承認の場合の契約解除期限までに、前項の融資の全部又は一部について承認を得られないとき、また、金融機関の審査中に標記-1 (融資利用の場合) に記載の融資未承認の場合の契約解除期限が経過したときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

3 前項によって本契約を解除する場合、乙は土地売買契約解除申請書(別記様式 5)を甲に提出するものとし、甲は、受領済の契約保証金があるときは無利息で遅滞なく乙に返還するものとする。

4 乙は、標記-1 (融資利用の場合) に記載の融資申込書等、金融機関へ提出する書類の写しを甲に提出しなければならない。

5 乙が、標記-1 (融資利用の場合) に記載の融資利用に必要な書類提出及び手続きを故意に完了せずに、融資未承認の場合の契約解除期限が過ぎた場合あるいは、虚偽の証明書等を提出した結果、融資の全部又は一部について承認を得られなかった場合には、乙は、第 2 項による解除はできないものとする。

(契約の費用)

第 15 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 16 条 乙は、当該土地に係る法令等の規制を熟知のうえ、本契約を締結したものであることを確認し、当該土地を利用するにあたっては当該法令を遵守するものとする。

(直轄裁判所)

第 17 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を直轄する地方裁判所を直轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(特約条項)

第 19 条 別記特約条項のとおりとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府南丹市園部町小桜町 4 7 番地

南丹市長 西 村 良 平

乙 住所

氏名

不 動 産 の 表 示

所在	地目	公簿面積 (㎡)	摘要

別記特約条項

標記－1 （融資利用の場合）

融資申込先	支店名等	融資金額
		円
		円
融資合計		円
融資未承認の場合の契約解除期限		令和 年 月 日

(別記様式7)

売買契約解除申請書

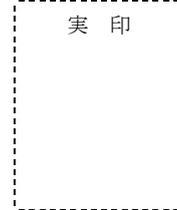
令和 年 月 日

南丹市長 様

令和 年 月 日付けで締結した、南丹市を売渡人(甲)、私、 を買受人(乙)とした下記の不動産売買契約につきまして、当該売買契約第14条第2項の規定に則り、売買契約の解除を申請します。

申請者(買受人)乙 住所

氏名



記

【土地の表示等】

(物件番号)

所在地 京都府南丹市

地目 地積 m²

【売買価格】

金 円

【契約保証金額】

契約保証金 金 円

【契約保証金返還口座】

金融機関名		支店名	
口座種類	総合・普通・当座	口座番号	
口座名義人		名義人カタカナ	